

掛川市立さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘 調理等業務委託プロポーザル募集要領

1 募集要領について

掛川市立さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘の調理、洗浄等の業務委託に際し、下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行う。

この募集要領は、調理等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度～令和11年度学校給食運営事業（債務負担行為）

掛川市立さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘調理等業務委託

(2) 委託期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日

※掛川市立さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘を一括委託とする。

(3) 業務場所及び概要

掛川市立さかがわ学校給食センター

所在地 掛川市逆川653番地の15（環境資源ギャラリー東約400m）

敷地面積 16,456.87㎡

構造規模 鉄骨造一部2階建

延床面積 2,656.51㎡

施設設備 厨房部門：検収室・下処理室・上処理室・冷凍冷蔵室・調理室・洗浄室
アレルギー食専用調理室、コンテナ室

管理部門：事務室・研修会議室・休憩室・洗濯室

運用方法 ドライシステム方式

建物完成 平成29年7月

給食開始 平成29年9月

調理数 約5,500食/日（掛川区域 15小学校、1幼稚園）

給食日数 最大200日/年（4月～7月71日、8月～3月123日の予定）

給食内容 調理は2献立で実施

主食の米飯、パン及び麺は別途委託

食器はペン樹脂食器使用

掛川市立給食文化苑こうようの丘

所在地 掛川市光陽211番地の1（水垂流通団地内）

敷地面積 8,723.64㎡

構造規模 鉄骨造一部2階建

延べ床面積 1,527.75㎡（1階 1,278.49㎡、2階 249.26㎡）

施設設備 厨房部門：検収室・下処理室・上処理室・調理室

	和え物室・焼き物揚げ物室・配送室・洗浄室
	管理部門：事務室・会議室・休憩室・更衣室
運用方法	ドライシステム方式共同調理場
建物完成	平成15年3月
給食開始	平成15年9月
調理数	約2,700食/日（掛川区域6中学校、1幼稚園）
給食日数	最大200日（4月～7月69日、8月～3月129日の予定）
給食内容	調理は一献立で実施 主食の米飯、パン及び麺は別途委託 食器は強化磁器及びペン樹脂食器使用

(4) 業務内容

別紙、掛川市立さかがわ学校給食センター調理等業務委託仕様書のとおり
別紙、掛川市立給食文化苑こうようの丘調理等業務委託仕様書のとおり

(5) 提案限度額

1,195,469千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額での契約を約束するものではない。

3 参加条件等

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加表明書提出期限時点において、次の要件を全て満たしているものとする。

ア 令和5・6年度掛川市物品製造等入札参加資格登録業者であること。

イ 静岡県内に本社、支社、事業所又は活動拠点のいずれかを有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

カ 掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱（平成18年9月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

キ 掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第6条第3項の「暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者」に該当していないこと。

ク 1日2,000食以上の学校給食調理施設での受託実績を有し、かつ現在も該当する施設で調理業務を行っていること。

ケ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 人員配置

学校給食業務に必要な人員配置を確実にを行うこと。

(3) 地元労働力の活用

調理等の業務を担う者の選定については、可能な限り市民を優先し、地域への経済波及効果に資するよう十分配慮すること。

- (4) 業務の引き継ぎ
業務引き継ぎの必要が生じた場合は、円滑に行うこと。
- (5) 参加資格の確認
参加表明をした者の参加資格要件の確認は、プロポーザル参加表明書提出期限時点を基準に行い、その結果を提出者に通知する。
ただし、参加資格確認後から委託事業者が決定するまでの間に、参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。
- (6) 参加に関する留意事項
- ア 参加事業者は、参加表明書の提出をもって募集要領の記載内容を承諾したものと
する。
- イ 参加に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ウ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に
定めるものとし、通貨単位は円とする。
- エ 参加事業者から募集要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類
の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは提出される書類の内容を無償で
使用することができるものとする。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募
書類の内容の一部を使用する場合がある。
- オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却
はしない。
- カ 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこ
れを使用させ、または、内容を掲示することを禁止する。
- キ 参加表明書提出日から委託予定者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当
する場合の応募は無効とする。
- ① 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - ② 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - ③ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑦ 著しく信義に反する行為があった場合
- ク 参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ① 参加表明書提出日から委託予定者が決定するまでの間に、「3（1）参加資格要
件」に抵触することが明らかになったとき
 - ② 二次審査に出席しなかったとき
 - ③ 見積書に記載した金額が「2（5）提案限度額」に掲げる金額を超えているとき
 - ③ 募集要項の公開から委託予定者の決定までの間に、次のいずれかの行為をした
とき
 - ・審査委員に対し、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ・他の参加事業者と応募内容又はその意図について相談すること。
 - ・他の参加事業者に対し、応募内容を意図的に開示すること。
- (7) その他

- ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 募集要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者へ通知する。
- ウ 一次審査において不合格となった参加事業者に対しては、二次審査（プレゼンテーション等）実施日前までにその旨を連絡する。
- エ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

4 参加手続

事業実施のスケジュールは以下のとおりとする。ただし、受付は午前9時～午後4時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の閉庁日には、行わない。

参加書類の公表	令和6年3月27日（水）
説明会及び見学会	令和6年4月12日（金）
質問の受付期限	令和6年4月17日（水）正午必着
質問の回答	令和6年4月24日（水）
参加表明書等受付期限	令和6年5月1日（水）正午必着
参加資格結果通知	令和6年5月9日（木）
提案書類の受付期限	令和6年5月15日（水）正午必着
一次審査（書類審査）	令和6年5月22日（水）
一次審査結果の連絡	令和6年5月23日（木）
二次審査（提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和6年5月30日（木）
審査結果通知及び委託予定者の決定	令和6年6月上旬
契約条件の協議	令和6年6月上旬～6月中旬
契約締結	令和6年6月下旬
業務開始準備	契約締結日～令和6年7月31日
業務開始	令和6年8月1日

(1) 参加書類の公表

公表場所：掛川市ホームページにて公表

(2) 説明会の実施

- ア 日時 令和6年4月12日（金）午後1時30分～
- イ 場所 掛川市立給食文化苑こうようの丘（見学後、さかがわ学校給食センターに移動）
- ウ 受付 同上 午後1時～
- エ 参加可能人数 1事業者につき2名までとする。
- オ 参加を希望する場合は、次のとおり事務局（「7事務局」参照）までEメールにより申し込みを行うこと。
 - ・メールの件名を「さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘説明会参加申し込み」とし、本文に会社名、担当者名、連絡先、参加人数（2名以内）を記載すること。

カ 出席者は、腸内細菌保菌検査(検査項目:サルモネラ菌(チフス菌・パラチフス菌)、赤痢菌、病原性大腸菌0-157)の検査結果(直近1か月以内)のほか、清潔な白衣、帽子、マスク及び靴(汚染区域用と非汚染区域用の2種類)を持参すること。

キ 当日は給食実施日のため、待機時間や見学不可の場所を設ける場合がある。

(3) 募集要領に関する質問の受付及び回答

ア 質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局までEメールにより提出すること。

なお、提出する際は、必ず確認の連絡を入れること。

イ 受付期限は、令和6年4月17日(水)正午必着

(4) 質問の回答

質問の回答は、令和6年4月24日(水)までに参加表明者全員にEメールにより回答する。なお、電話及び口頭等の個別対応には応じない。

質疑に対する回答は、実施要領や業務仕様書等の追加又は修正とみなす。

5 提出書類

※原則、郵送不可。また、押印する印鑑は、契約に使用する代表者の印鑑とする。

(1) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)

ア 提出書類

プロポーザル参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)

参加資格確認書兼誓約書(様式第3号)

業務実績表(様式第4号)

納税証明書(納期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類。地方税については本店所在地のもの。※原本に限る。)

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先 掛川市立さかがわ学校給食センター

エ 提出期限 令和6年5月1日(水)正午必着

(2) 提案書

ア 提出書類

①提案書等提出書(様式第5号)

②会社概要(様式第6号)

〈添付書類〉

・商業登記簿謄本(提出日より3か月以内に発行されたもの)

・企画提案書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び法人にあっては、直近3か年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の明細があるもの。)、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書

③学校給食施設(共同調理場)業務実績表(様式第7号)

④見積書(様式第8号)

〈添付書類〉

・人件費、被服衛生費、消耗品費、管理費等、詳細な年度別積算内訳書(任意様式)

〈留意事項〉

- ・見積書は提案限度額以下とすること。
- ・見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を除いて記載すること。
- ・見積書及び年度別積算内訳書に記載する委託料の金額は、年額毎に作成し、消費税及び地方消費税を除いて記載すること。
- ・見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

⑤提案書（任意様式）

本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組みや体制など、次に定める項目を含めて提案書を作成すること。

作成にあたっては、内容が分かりやすいよう工夫をすること。

原則として、A4判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付すこと。

〈提案項目〉

- ・学校給食に対する姿勢
企業理念、本契約に対する実施体制、食育への対応、地場農産物や有機農産物の活用への対応
- ・安全衛生管理体制
衛生管理マニュアル（基本的な考え方、調理業務の自己監視体制、食中毒・異物混入等に対する防止策）、衛生管理研修内容、非常時（災害・食中毒等）対応、食物アレルギーへの対応
- ・給食業務に対する考え方
調理従事者配置計画、地元雇用の優先や現調理員の受入体制、業務開始までの準備体制

〈留意事項〉

- ・学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等を遵守すること。
- ・記述内容は、見積書の見積内容との整合性、或いはその算出根拠となることに留意し、作成すること。

イ 提出部数 各17部（正本1部、副本16部）

※A4判・縦型のファイルにとじて提出すること。

※副本については、企業名など提出者を特定できるような表示はしないこと（添付書類についても企業名を黒塗り等により伏せること。）。

ウ 提出先 掛川市立さかがわ学校給食センター

エ 提出期限 令和6年5月15日（水）正午必着

※提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとす

る。

(3) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

ア 提出先 掛川市立さかがわ学校給食センター

6 事業者の選考

掛川市立さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘調理等業務委託プロ

ポータル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、下記の審査を行い総合的に最も優れた事業者の選考を行う。

(1) 選考委員会（二次審査）

ア 選考委員会は、一次審査を通過した参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

- ・日 時 令和6年5月30日（木） 午後1時30分から
- ・場 所 掛川市役所会議室2
- ・時 間 プレゼンテーション（20分）とヒアリング（20分）の40分程度とする。
※準備時間を除く。
- ・出席者 1事業者3名までとする。
- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
※プレゼンテーション用の50インチモニター（HDMI接続）は掛川市が準備する。

イ 審査を行う順番は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに行うこと。当日の追加資料配付は不可とする。

エ 選考委員は、参加事業者ごとに評価項目により評価点を付す。

(2) 評価項目及び評価の視点

※（ ）内は各項目の配点。合計300点。

ア 業務実績・経営状況等（40点）

- ① 会社の経営状況等
- ② 学校給食の受託実績

イ 学校給食に対する姿勢（120点）

- ① 学校給食に対する考え
- ② 組織体制
- ③ 従業員の確保（数、資格、経験）
- ④ 業務責任者・副責任者の確保（資格、経験）
- ⑤ 施設及び設備の理解度
- ⑥ 業務開始準備体制、地元雇用
- ⑦ 緊急時のバックアップ体制
- ⑧ 保護者の理解や食育に対する考え
- ⑨ 地産地消に対する考え

ウ 安全衛生管理体制（120点）

- ① 衛生管理マニュアル
- ② 従業員の健康管理及び危機管理体制
- ③ 食中毒及び異物混入等対応マニュアル
- ④ 異物混入防止対策
- ⑤ 非常時の対応マニュアル
- ⑥ 災害時の市への協力体制
- ⑦ 教育研修体制
- ⑧ 食物アレルギー対応
- ⑨ 事故発生時の補償体制

エ 見積金額（20点）

① 積算の妥当性、提案内容との整合性

(3) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者全員に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(4) 委託予定者の決定

市は、選考委員会による選考結果を踏まえて、最も高い評価を得た参加事業者を、委託予定者とし、契約交渉を行うこととする。なお、委託予定者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結するものとする。

ただし、委託予定者が、契約締結までの間に「3（1）参加資格要件」を満たさなくなった場合は、契約交渉を中止し、次に評価点の高い参加事業者と契約交渉を行う。

なお、参加事業者が1者であった場合であっても、当市の定める評価得点を上回る提案であった場合は、委託予定者として契約に向けて交渉を行う。

(5) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

(6) その他

ア 企画提案書に記載されていない追加提案は認めない。ただし、企画提案書の内容補足は認める。

イ 令和6年8月1日の業務開始までの準備等にかかった経費は全て受託事業者の負担とする。

7. 事務局

掛川市立さかがわ学校給食センター

〒436-0084 静岡県掛川市逆川653-15

TEL：0537-25-6777 FAX：0537-25-6888

E-mail：saka-kyu@city.kakegawa.shizuoka.jp